

治癒報告書

弁天保育園園長宛

組 園児名

お子様が、下記感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。
登園停止の期限については、学校安全保健法の基準を付記致します。

該当欄に○印を付けてください。

病名	登園停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日間、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
溶連菌感染症	治療開始（抗菌薬内服後）1日を過ぎ、全身状態が良くなるまで
上気道（マイコプラズマ感染症・RSウイルス感染症・アデノウイルス感染症）	発熱や呼吸症状が治まり、全身状態が良いこと ※アデノウイルス感染症の場合は、解熱後2日を経過するまで
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れること
突発性発疹	解熱し、機嫌がよく、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	発熱や呼吸症状が治まり、全身状態が良いこと

（医療機関名） _____（ 年 月 日受診）において、病状が回復し
集団生活に支障がない状態と判断されました。

※保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、当園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、記入及び提出をお願いします。

年 月 日

保護者氏名